

## 募集等に係る株券等のお客様への配分に係る基本方針

マネックス証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出し（「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第1条に規定する「売出し」をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社は、あらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。
  - (1) 新規公開株の場合  
新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、当社の配分数量の全てを抽選により配分先を決定いたします。  
新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
    - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に需要申告にお申込みいただいたお客様を対象に、抽選日（発行価格決定にかかわる訂正届出書の提出日の午後6時以降）に当社が行います。なお、需要申告へのお申込みは、お客様のお預り金残高の範囲内とさせていただきます。
    - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告にお申込みいただいたお客様単位、又は需要申告株数単位ごとに乱数（抽選権）を付し、その番号（抽選権）を対象に抽選を行います。
    - ③ 抽選の方法は、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、以下のとおりとします。
      - a. 需要申告にお申込みいただいたお客様の数が当社の配分単位数より多い場合  
お客様ごとに一つの乱数（抽選権）を付与した上で抽選を行い、当選者に対し1単位ずつ配分いたします。  
したがって、同じお客様が2単位以上当選（配分）することはありません。
      - b. 需要申告にお申込みいただいたお客様の数が当社の配分単位数以下の場合
        - i) 需要申告にお申込みいただいた全てのお客様に1単位ずつ配分します。

ii) i) の配分後の残りの配分数量については、需要申告株数の単位数（ただし、すでに i) で配分した 1 単位を除きます。）ごとに乱数（抽選権）を付与した上で抽選を行います。

④ 需要申告にお申込みいただいたお客様には、抽選日以降、当社のウェブサイトに掲載することにより抽選結果を連絡します。なお、当社から抽選の結果について、電話又は電子メールでのご連絡はしませんが、抽選結果が発表された旨は電子メールでご連絡いたします。

⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

## (2) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株等の配分(以下、「その他の配分」という。)につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(1)の新規公開株の場合に準じて配分することとしています。

4. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をお申込みいただいたお客様の中から決定いたします。(新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。)

ただし、お客様からの需要申告のお申込み数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告のお申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

5. 需要申告は、当社ウェブサイトの専用ページで受け付けます。(新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。)

6. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のウェブサイト (<http://www.monex.co.jp/>) においてお知らせいたします。

7. 個別の事案において、5. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、6. に併せてお知らせいたします。

8. 当社におきましては、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

9. 募集若しくは売出しにおいて、有価証券届出書の公表後から価格決定日までの間に、当該株券等と同一銘柄につき、当社において、お客様が取引所金融商品市場における空売り（信用取引における新規売建て）を行ったことを当社が確認した場合は、配分を行わないこととします。

10. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上

（平成23年12月）